

## 口頭弁論を開き、勝又拓哉さんの無罪判決を求める要請書

最高裁判所第二小法廷  
裁判長 三浦 守 殿

今市事件は、2005年12月1日、栃木県今市市（現在の日光市）に住む小学1年生の女兒が行方不明となり、翌日、茨城県の山林で遺体となって発見された事件です。8年後、勝又拓哉さんが別件逮捕され、長期間の取り調べで自白を強要されて殺人罪で起訴されました。勝又さんは、裁判では一貫して無実を訴えています。

宇都宮地裁（松原里美裁判長）で、裁判員裁判が行われ、2016年4月8日、情況証拠のみから犯人性は認められないが、自白に任意性・信用性があると認め、無期懲役判決を言い渡しました。

他方、東京高裁第5刑事部（藤井敏明裁判長）は、殺害時間や殺害場所に関する勝又さんの自白の信用性を否定したにも関わらず、情況証拠を総合的に判断したと述べて「原判決を破棄、被告人を無期懲役に処する」との大きな疑問を残す判決を言い渡したのです。

しかし、東京高裁判決には、以下の通り、事実と道理に反し刑事裁判の原則を踏みにじる重大な問題点があります。

### 1 どのようにでも読める「手紙」が有罪の根拠

東京高裁は、勝又さんが母親に宛てた手紙を有罪の決め手としました。その手紙には「自分で引き起こした事件」「本当にごめんなさい」などと記載されています。

宇都宮地裁は、この手紙について多義的であり「『事件』が何を指すのかは必ずしも明白とはいえない」とし、「被告人の犯人性を直接的に基礎付ける事情とはなり得ない」と判断していました。

ところが東京高裁は、宇都宮地裁の裁判員裁判による常識的な判断を無視して有罪の根拠にしたのです。

### 2 検察の後出しジャンケン、それを認める裁判所

東京高裁は、勝又さんの自白の核心部分に信用性がないことが明らかになると、この障害を解消し有罪と認定するため、検察側に起訴状記載の殺害日時と場所を大幅に広げる訴因変更を促しました。訴因制度は、被告人・弁護人の防御権を保障するうえで大事な刑事裁判の原則です。控訴審の終盤になっての訴因の変更は、「後だしジャンケン」であり、公正な裁判とは到底いえません。

### 3 勝又さんのDNAや指紋など一切検出されず

東京高裁判決は、勝又さんの無罪方向の情況証拠は総合評価に入れずに切り捨てています。有罪のストーリーに合う証拠だけを集め、不都合な証拠を排除しては正しい結論を導きだすことは許されません。

遺体からは、勝又さんのDNAや指紋はいつさい検出されていません。高裁段階で開示された鑑定データからは、捜査関係者でもない第三者のDNAが存在することなどが明らかになっています。ところが高裁は、検察側の「DNAが汚染された可能性がある」という主張を鵜呑みにし、科学的な根拠もなく排斥しました。

#### 【要請事項】

私たちは、最高裁が勝又さんと弁護団の特別抗告を真摯に受け止めて、口頭弁論を開き、憲法と最高裁判例に違反した東京高裁判決を破棄し、勝又拓哉さんに無罪判決を言い渡すことを要請します。

年 月 日

氏 名	住 所

えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会

〒320-0055 栃木県宇都宮市下戸祭1丁目2番4号 赤羽ハイツ1階 八幡山法律事務所内